

令和4年第2回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和4年11月4日開会

令和4年11月4日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局出席職員	2
開会宣告	2
開議宣告	2
広域連合長挨拶	2
仮議席の指定	3
日程1 議長選挙について	3
日程2 議席の指定	4
日程3 会期の決定について	5
日程4 会議録署名議員の指名	5
日程5 第8号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の 同意を求めることについて	5
提案理由説明	
○東村広域連合長	5
採決	5
挨拶	
○水上副広域連合長	6
日程6 第9号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意 を求めることについて	6
日程7 第10号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意 を求めることについて	6
提案理由説明	
○東村広域連合長	6
採決	7
挨拶	
○吉田監査委員	7
日程8 第11号議案 令和3年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳 入歳出決算の認定について	7
提案理由説明	
○東村広域連合長	7
採決	9

日程 9	第12号議案	令和4年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号)	9
日程10	第13号議案	令和4年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会 計補正予算(第1号)	9
	提案理由説明		
	○東村広域連合長		9
	採 決		10
日程11	第14号議案	福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給 与等に関する条例の一部改正について	10
	提案理由説明		
	○東村広域連合長		11
	採 決		11
日程12	第1号報告	専決処分の承認を求めることについて (福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条 例の一部改正について)	11
	提案理由説明		
	○東村広域連合長		11
日程13	議員提出議案第2号	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項 の指定について	12
	提案理由説明		
	○末本幸夫議員		12
	採 決		12
	閉議宣告		12
	広域連合長挨拶		12
	閉会宣告		13

令和4年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第8号 議案	福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて	広域連合長	4.11.4	4.11.4	同 意
第9号 議案	福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	〃	〃	〃	〃
第10号 議案	福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	〃	〃	〃	〃
第11号 議案	令和3年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃	認 定
第12号 議案	令和4年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	原案可決
第13号 議案	令和4年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
第14号 議案	福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
第1号 報告	専決処分の承認を求めることについて (福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について)	〃	〃	〃	承 認
議員提出議案 第2号	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について	末本幸夫 議員	〃	〃	原案可決

令和4年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月 日	曜	時 間	会議	場 所	会議事項
1 1 月 4 日	金	午後 2 時 3 5 分	本会議	福井県自治会館 多目的ホール	開会、議案上程、 採決、閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和4年11月4日（金曜日）午後2時35分開会

令和4年11月4日、定例会が福井県自治会館多目的ホール(議場)に招集されたので、会議を開いた。

特別会計補正予算
(第1号)

○議事日程

日程1 議長の選挙について

日程2 議席の指定

日程3 会期の決定について

日程4 会議録署名議員の指名

日程5 第8号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

日程6 第9号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程7 第10号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程8 第11号議案 令和3年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について

日程9 第12号議案 令和4年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)

日程10 第13号議案 令和4年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療

日程11 第14号議案

福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例の一部改正について

日程12 第1号報告

専決処分の承認を求めることについて(福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について)

日程13 議員提出議案第2号

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について

○出席議員(21人)

1番	浅野 好一君	2番	中道 恭子君
3番	小澤 長純君	4番	山口 和治君
5番	小幡 憲仁君	6番	松井 榮治君
7番	今井 富雄君	8番	末本 幸夫君
9番	水津 達夫君	10番	砂田 竜一君
11番	吉田 啓三君	12番	飯田 拓見君
14番	笠原 秀樹君	16番	乾 章俊君
17番	岩佐 武彦君	18番	堀江 廣海君
19番	加藤 貞信君	20番	平野 時夫君
21番	古屋 信二君	22番	前田 嘉彦君
23番	中村勘太郎君		

○欠席議員(2人)

○説明のため出席した者

広域連合長 東村 新一 君
副広域連合長 杉本 博文 君
副広域連合長 水上実喜夫 君
代表監査委員 田本 光三 君
事務局長 小江畑 功 君
事務局次長 橋詰 正弘 君
業務課長 細川 秀樹 君
業務課長補佐 小川 裕之 君

○事務局出席職員

書記 内田 俊一
書記 今村 勝之

○事務局長（小江畑功君） では、改めまして、事務局長の小江畑でございます。

本年3月に開催いたしました定例会以降、福井県後期高齢者医療広域連合議会におきまして、現在、議長が空席となっております。

この場合、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長が議長の職務を行うこととされておりますので、笠原副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（笠原秀樹君） 令和4年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会は本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立をいたしております。よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、喜村喜代治議員、川端義秀議員の2名でございます。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許します。

○広域連合長（東村新一君） 議長、広域連合長。

○副議長（笠原秀樹君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） 本日ここに、令和4年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、日頃から当広域連合の運営につきまして格別の御支援、御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は平成20年度にスタートし、15年目を迎えており、本県の被保険者数は、本年9月末現在で12万3,847人と福井県の人口の約16%を占めています。令和4年度から令和7年度にかけて全ての団塊の世代が後期高齢者に移行することから、被保険者数はこれまでになく増加していくことが見込まれております。

また、昨年度、後期高齢者に係る医療費は約1,107億6千万円で、令和2年度と比較して約26億6千万円、2.5%の増加となりました。被保険者1人当たりの医療費も3.6%増加し、91万7,838円となっております。これは、コロナ禍以前の令和元年度の水準には戻っていないものの、

高齢化社会の進行、医学の進歩に伴う医療費の増大、生活習慣病をはじめ長期の治療が必要となる慢性疾患が増えていること等の理由により、今後ますます医療費は増加していくものと考えられております。

このような中、全ての世代が安心できる社会保障制度を持続していくため、本年10月から後期高齢者の所得に応じ、医療費の窓口負担を2割とする制度見直しが行われ、本県におきましては被保険者全体の18.3%の方の負担割合が、現在の1割から2割に引き上げられました。

このような制度改正をはじめ、日々の業務、さらには健康寿命の延伸を目的とした保健事業の実施、運営に当たっては、市町や医療機関等の関係者の協力が不可欠でありますので、今後とも意見交換や協議等を行いながら進めてまいります。

本日は、副広域連合長及び監査委員の選任について議会の同意をお願いする人事案件、令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定、令和4年度一般会計補正予算、令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算、会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例の一部改正の計7議案を御提案し、専決処分事項の承認を求めることについての御報告をさせていただきます。

十分なる御審議をいただき妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（笠原秀樹君） 議事に先立ちまして、ここで御報告を申し上げます。

県内17市町から選出いただいております当広域連合議会議員のうち、中野史生議員、水島秀晃議員、伊藤洋一議員、皆川信正議員、以上の4名から当広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定に基づき、これを受理し、辞職を許可しております。

また、川崎俊之議員、三田村輝士議員、秋田重敏議員、永井純一議員、奥野正司議員、以上の5名が議員の任期を満了されました。

これら9名の辞職等に伴い、新たに当広域連合議会議員となられました皆様方を御紹介申し上げます。氏名を事務局から朗読させます。

○事務局（内田俊一書記） それでは、命によりまして、氏名を朗読いたします。

浅野好一議員、砂田竜一議員、吉田啓三議員、喜村喜代治議員、岩佐武彦議員、堀江廣海議員、加藤貞信議員、前田嘉彦議員、中村勘太郎議員、以上でございます。

○副議長（笠原秀樹君） なお、このたび新たに選出されました議員の皆様につきましては、ただいま御着席の議席を仮議席に指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定に基づき、指名推選にしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(笠原秀樹君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにしたと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(笠原秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、議長には福井市から選出いただいております堀江廣海議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました堀江廣海議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(笠原秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、堀江廣海議員が福井県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

議長に当選されました堀江廣海議員が議場におられますので、本席から当選を告知

いたします。

当選の御挨拶をお願いいたします。

○議長(堀江廣海君) ただいまは、議長に御推挙いただきまして、厚くお礼を申し上げます。就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、高齢化が進行する中、後期高齢者医療制度は被保険者の健康を守り、幸せな老後を支える大切な基盤であり、今後とも被保険者が将来にわたり安心して適切な医療を受けられるように、しっかりと運営していくことが肝要と考えます。

このたび議長を拝命いたしましたわけですが、議員の皆様のお力添えをいただきながら、広域連合議会の円滑な運営に努める所存でございます。

皆様方の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長(笠原秀樹君) それでは、ここで新議長と交代をいたします。

議長、議長席にお着きください。

○議長(堀江廣海君) これより私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、日程2、議席の指定を行います。

今回、新たに当広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定を

いたします。

氏名とその議席番号を事務局に朗読させます。

○事務局（内田俊一書記） それでは、命によりまして、議席番号と氏名を朗読いたします。

1 番 浅野好一議員、10 番 砂田竜一議員、11 番 吉田啓三議員、13 番 喜村喜代治議員、17 番 岩佐武彦議員、18 番 堀江廣海議員、19 番 加藤貞信議員、22 番 前田嘉彦議員、23 番 中村勘太郎議員、以上でございます。

○議長（堀江廣海君） 次に、日程3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、前田嘉彦議員、中村勘太郎議員を指名します。

次に、日程5、第8号議案、福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（東村新一君） 議長、広域連合長。

○議長（堀江廣海君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました第8号議案、福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

議案1ページを御覧ください。

福井県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長につきましては、当広域連合規約第13条第1項の規定に基づき、議会の御同意を得て選任するものであります。

前任の副広域連合長でありました大野市の石山市長の後任といたしまして、勝山市の水上市長を選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものであります。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江廣海君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案は人事に関する案件でありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

第8号議案について、原案のとおり同意

することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ここで、水上副広域連合長の出席を求めることにします。

(水上副広域連合長入場)

○議長(堀江廣海君) ここで、水上副広域連合長から御挨拶を受けることにします。

○副広域連合長(水上実喜夫君) 議長、副広域連合長。

○議長(堀江廣海君) 副広域連合長。

○副広域連合長(水上実喜夫君) 勝山市長の水上実喜夫でございます。ただいまは副広域連合長選任につきまして御同意を賜り、誠にありがとうございます。

被保険者の皆様に信頼され、安心して利用していただける制度運営を目指し、東村広域連合長を支え、杉本副広域連合長と共に誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長(堀江廣海君) 次に、日程6、第9号議案、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて及び日程7、第10号議案、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつ

てを、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

地方自治法第117条の規定により、吉田啓三議員の退場を求めます。

(吉田啓三議員退場)

○議長(堀江廣海君) 提出者の提案理由の説明を求めます。

○広域連合長(東村新一君) 議長、広域連合長。

○議長(堀江廣海君) 広域連合長。

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました第9号議案及び第10号議案、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

議案3ページを御覧ください。

福井県後期高齢者医療広域連合の監査委員につきましては、当広域連合規約第18条第2項の規定に基づき、議会の御同意を得て選任するものであります。

当広域連合の監査委員でありました田本光三氏の後任として、今年7月に新たに坂井市の監査委員に就任された重森宣彦氏を監査委員に選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものでございます。

続きまして、議案5ページを御覧ください。

当広域連合の監査委員でありました川崎俊之議員の後任として、越前市議会から選出いただきました吉田啓三議員を監査委員に選任いたしたく、議会の御同意をお願い

するものでございます。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江廣海君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案は人事に関する案件でありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

第9号議案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ただいま選任について同意されました重森監査委員につきましては、本日、所用のため欠席されております。

続きまして、第10号議案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ここで、吉田啓三議員の入場を許可します。

（吉田啓三議員入場）

○議長（堀江廣海君） 吉田議員の選任につきましては同意されました。

ここで、吉田議員から御挨拶を受けることにします。

○監査委員（吉田啓三君） 就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の御同意をいただき、監査委員に就任いたしました吉田啓三でございます。

地方自治における監査の重要性を踏まえ、議員各位の御指導と御鞭撻をいただきながら、広域連合の財政運営における監査の重要性を深く認識し、重森監査委員共々、公正な立場から監査をしてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長（堀江廣海君） 次に、日程8、第11号議案、令和3年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（東村新一君） 議長、広域連合長。

○議長（堀江廣海君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました第11号議案、令和3年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、御説明申し上げます。

議案 7 ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第 233 条第 1 項の規定に基づき決算を調製し、同条第 2 項の規定により、監査委員の審査に付し審査意見書の提出を受け、同条第 3 項及び第 5 項の規定により、所要の書類を添えて議会の認定に付すものであります。

まず、別冊 1 の令和 3 年度歳入歳出決算書の 1 ページ、決算総括表をお願いいたします。

令和 3 年度の決算規模であります。一般会計及び後期高齢者医療特別会計を合計いたしまして、歳入決算額といたしまして 1,108 億 5,979 万 3,823 円、歳出決算額といたしまして 1,080 億 4,737 万 7,639 円で、差引額は 28 億 1,241 万 6,184 円となっております。

次に、2 ページ、一般会計歳入決算書をお願いいたします。

予算現額の合計が 5 億 363 万 3 千円、収入済額の合計が 5 億 343 万 8,938 円で、予算現額と比較して 19 万 4,062 円の減となっております。

次に、3 ページ、一般会計歳出決算書をお願いいたします。

予算現額の合計が 5 億 363 万 3 千円、支出済額の合計が 4 億 7,055 万 8,979 円で、不用額が 3,307 万 4,021 円となっております。

次に、12 ページ、後期高齢者医療特別会計歳入決算書をお願いいたします。

13 ページに移っていただいて、予算現額の合計が 1,107 億 3,848 万 3 千円、調定額の合計が 1,103 億 6,158 万 2,064 円、収入済額の合計が 1,103 億 5,635 万 4,885 円、収入未済額は 522 万 7,179 円となり、予算現額と収入済額とを比較して 3 億 8,212 万 8,115 円の減となっております。

次に、14 ページ、後期高齢者医療特別会計歳出決算書をお願いいたします。

予算現額の合計が 1,107 億 3,848 万 3 千円、支出済額の合計が 1,075 億 7,681 万 8,660 円で、不用額が 31 億 6,166 万 4,340 円となっております。

これらの結果につきまして、一般会計で 3,287 万 9,959 円、特別会計で 27 億 7,953 万 6,225 円の差引残額が発生いたしました。これらにつきましては、それぞれ令和 4 年度に繰り越すこととし、後ほど御提案いたします令和 4 年度一般会計及び特別会計補正予算で措置させていただくこととしております。

以上、第 11 号議案、令和 3 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明いたしました。

なお、この決算につきましては、お二人の監査委員による決算審査をお受けいたしまして、その審査意見書と主要な施策の成果等報告書を別冊のとおり配付させていただいておりますので、御確認いただき十分

なる御審議の上、何とぞ妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江廣海君） ただいま説明のありました第11号議案について、質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 討論なしと認めます。

それでは、第11号議案の採決を行います。

お諮りします。

第11号議案について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（堀江廣海君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、そのように決しました。

次に、日程9、第12号議案、令和4年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び日程10、第13号議案、令和4年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（東村新一君） 議長、広域

連合長。

○議長（堀江廣海君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました第12号議案、令和4年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び第13号議案、令和4年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、第12号議案の令和4年度一般会計補正予算から説明いたします。

議案9ページを御覧ください。

令和4年度一般会計補正予算であります。補正額は、歳入歳出ともに3,287万9千円を増額し、予算総額で5億960万3千円とするものであります。

おめくりいただきまして、10ページを御覧ください。

歳入につきましては、第4款、繰越金を3,287万9千円増額しております。これは、令和3年度の広域連合運営経費の決算剰余金であり、歳出の第4款、諸支出金において決算に基づいた剰余金を構成市町に返還するものであります。

次に、第13号議案の令和4年度特別会計補正予算についてであります。

議案11ページをお願いいたします。

補正額は、歳入歳出ともに28億2,379万円を増額し、予算総額で1,101億8,319万5千円とするものであります。

おめくりいただきまして、12ページを

御覧ください。

補正内容といたしまして、令和3年度決算により生じた剰余金及び不足額を本年度予算で精算するもの、葬祭諸費が当初予算額を上回る見込みのため、財源補填を含め補正するものです。

まず、歳入におきましては、第1款、市町支出金ですが、市町負担金を精算した結果、1つの町において追加負担が生じたため、175万4千円を増額しております。

次に、第8款、繰入金ですが、葬祭諸費の補填として4,250万円を増額しております。

次に、第9款、繰越金ですが、令和3年度の決算剰余金として27億7,953万6千円を増額しております。

続いて、歳出につきましては、記載順とは異なりますが、第8款、諸支出金ですが、令和3年度療養給付費負担金等の精算による国、県、市町等への償還金23億6,693万6千円を増額しております。

次に、第2款、保険給付費ですが、葬祭諸費の当初予算より上回る見込額4,250万円を増額しております。

歳入補正額から保険給付費及び諸支出金を差し引いた額については、療養給付費等準備基金に積み立てるものとし、第6款、基金積立金を4億1,435万4千円増額しております。

十分なる御審議の上、何とぞ妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江廣海君） ただいま説明のありました第12号議案及び第13号議案について、質疑を許可します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 討論なしと認めます。

それでは、第12号議案及び第13号議案を一括して採決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） お諮りします。

第12号議案及び第13号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（堀江廣海君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、そのように決しました。

次に、日程11、第14号議案、福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（東村新一君） 議長、広域連合長。

○議長（堀江廣海君） 広域連合長。

○**広域連合長（東村新一君）** ただいま上程されました第14号議案、福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案13ページを御覧ください。

本案は、当広域連合で採用する会計年度任用職員について、勤務条件及び給与等について条例を一部改正するものであります。

内容といたしましては、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の延長及び新たにフルタイム会計年度任用職員の規定を設けて、採用することを可能とするものであります。

なお、改正条例の施行期日は公布日から施行するものであります。

十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（堀江廣海君）** ただいま説明のありました第14号議案について、質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（堀江廣海君）** ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（堀江廣海君）** 討論なしと認めます。

よって、第14号議案を採決します。

お諮りします。

第14号議案について、原案のとおり決

することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○**議長（堀江廣海君）** ありがとうございます。

起立全員であります。よって、そのように決しました。

次に、日程12、第1号報告、専決処分承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○**広域連合長（東村新一君）** 議長、広域連合長。

○**議長（堀江廣海君）** 広域連合長。

○**広域連合長（東村新一君）** ただいま上程されました第1号報告、専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

議案17ページを御覧ください。

本案は、地方公務員法の趣旨に沿い、人事院規則の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を規定するため、福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、令和4年10月1日付けで施行いたしましたので報告するものであります。

以上、第1号報告、専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明いたしました。

○**議長（堀江廣海君）** ただいま説明のありました第1号報告について、質疑を許可

します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) ないようですので、
質疑を終結します。

以上で、第1号報告を終わります。

次に、日程13、議員提出議案第2号、
地方自治法第180条第1項の規定による
専決処分事項の指定についてを議題としま
す。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○議員(末本幸夫君) 議長、末本幸夫。

○議長(堀江廣海君) 末本議員。

○議員(末本幸夫君) ただいま上程され
ました議員提出議案第2号について、提出
者を代表いたしまして提案理由の説明を申
上げます。

議員提出議案第2号を御覧いただきたい
と思います。

本条例は、地方自治法第180条第1項
におきまして、議会の権限に属する軽易な
事項で、その議決により特に指定したもの
は、連合長において専決処分することがで
きるとされております。いわゆる議会の委
任により連合長の専決処分事項を指定する
規定であり、県内各市町議会における取扱
いに準じて、本広域連合議会として指定す
るものであります。

どうか議員皆様方の御了承、御理解をい
ただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(堀江廣海君) ただいま説明のあ

りました議員提出議案第2号について、質
疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) ないようですので、
質疑を終結します。

次に、討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) 討論なしと認めま
す。

それでは、議員提出議案第2号の採決を
行います。

お諮りします。

議員提出議案第2号について、原案のと
おり決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

(賛成者起立)

○議長(堀江廣海君) ありがとうございます。

起立全員であります。よって、そのよう
に決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全
て終了いたしました。

ここで、広域連合長より発言の申出があ
りますので、これを許可します。

○広域連合長(東村新一君) 議長、広域
連合長。

○議長(堀江廣海君) 広域連合長。

○広域連合長(東村新一君) 令和4年第
2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定
例会が閉会されるに当たり、一言お礼を申
上げます。

本日提案させていただきました各議案、報告につきまして、慎重なる御審議をいただき御賛同を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

引き続き、後期高齢者医療制度の円滑な運営に取り組んでまいる所存でございますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（堀江廣海君） 以上で本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和4年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでございました。

午後3時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議 長

堀江廣海

署名議員

前田嘉彦

署名議員

中村勲太郎